

浜松市告示 210号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、使用料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

浜松市長 中 野 祐 介

受託者の名称及び所在地	委託をする事務の種類	委託する期間
ユニヴァーサル商事株式会社 浜松市中央区天王町 141 番地	浜松市弁天島海浜公園駐 車場の使用料の徴収業務	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
ユニヴァーサル商事株式会社 浜松市中央区天王町 141 番地	浜松市舞阪表浜駐車場の 使用料の徴収業務	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
一般社団法人舞阪町観光協会 浜松市中央区舞阪町弁天島 3775 番地の 2	浜松市舞阪駐車場回数券 の販売業務	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日
一般社団法人舞阪町観光協会 浜松市中央区舞阪町弁天島 3775 番地の 2	浜松市弁天島海浜公園施 設使用料の徴収業務	令和 8 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日